

原稿_学校教育法の一部改正案について

6月7日、施行日を令和8年4月1日とする学校教育法の一部を改正する法律案が参議院本会議において採決され、全会一致で可決成立した。本改正案はさらなる専修学校における教育の充実を図るため提出されたもの。

概要は次の通り。① 専修学校の専門課程の入学資格について、大学の入学資格と同様の規定とする。※専門課程の入学資格について、高等学校等を卒業した者に「準ずる学力があると認められた者」から、高等学校等を卒業した者と「同等以上の学力があると認められた者」に改める。※専修学校専門課程の在籍者の呼称を「生徒」から「学生」に改める。② 専修学校となるために最低限必要な学習時間に関する基準を、大学・高等専門学校と同様に「単位数」により定めることができるようにする。③ 一定の要件を満たす専門課程（以下「特定専門課程」という。）を置く専修学校には、専攻科を置くことができることとする。※専攻科は特定専門課程を修了した者等が、より深く学び・研究することを目的とした課程。※一定の要件を満たす専修学校の専攻科については、短期大学及び高等専門学校の認定専攻科と同様に、大学等における修学の支援に関する法律に基づく修学支援制度の対象に含める。④ 特定専門課程の修了者全てについて大学編入学資格を認めるとともに、当該修了者は専門士と称することができることとする。⑤ 専門課程を置く専修学校に大学と同等の項目での自己点検評価を義務付けるとともに、外部の識見を有する者による評価を受ける努力義務を定めるとされている。